出題のポイント（相続税法）

【第一問】－50 点－

問１（30 点）

相続税の納税義務の範囲については、時代とともに、経済のグローバル化、ボーダレス化が進み、これに伴い、国境を越えた人・財産の動きが活発になってきたことから、海外を利用した課税逃れを防ぐ一方で、日本で一時的に就労しようとする外国人への配慮をするなど、累次の改正が行われてきたところである。

そして、現行の相続税の納税義務者は、相続開始前 10 年以内の国内居住の有無を一つの基準として、居住無制限納税義務者、非居住無制限納税義務者、居住制限納税義務者、非居住制限納税義務者及び特定納税義務者に区分され、無制限納税義務者については、相続又は遺贈によって取得した財産の全部が課税され、制限納税義務者については、相続又は遺贈によって取得した国内財産のみが課税されることとなっている（相法１の３、２、10）。

本問では、上記のような時代の流れの中で、被相続人又は相続人が日本国外に住所を有する場合も少なくないことから、当該被相続人又は相続人が日本国外に住所を有する場合の相続税の事例を出題することで、その場合における相続税の課税価格へのアプローチと納税地に関する基本的な制度の理解を問うこととしたものである。

問２（20 点）

贈与税については、贈与者又は受贈者の属性等に応じて各種制度が設けられており、例えば、受贈者が配偶者である場合には、贈与税の配偶者控除（相法 21 の６）が、直系卑属である場合には、直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例（措法 70 の２の５）や相続時精算課税制度（相法 21 の９）などの制度がある。

贈与税の配偶者控除は、その年において贈与によりその者との婚姻期間が 20 年以上である配偶者から専ら居住の用に供する土地等又は家屋でこの法律の施行地にあるもの（居住用不動産）等を取得し、一定の要件を満たす場合には、課税価格から 2,000 万円を控除することとされている。

また、直系尊属から贈与により財産を取得した者（18 歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産（特例贈与財産）に係る贈与税の額は、特例税率を適用して計算することとされている。

本問では、事例から適用が考えられる制度（優遇措置）を判定し、一般贈与財産と特例贈与財産がある場合の贈与税の納付すべき贈与税額を計算するまでの過程について出題することで、税理士としての基本的な制度の理解を問うこととしたものである。

【第二問】－50 点－

税理士が、相続税の申告実務において求められる知識は、相続人の判定等に係る民法、財産評価基本通達に定められている財産評価、相続税法及び租税特別措置法に規定される各相続人等が納

付すべき相続税額の計算等その範囲は多岐に渡る。また、相続税法第３条から同法第９条に規定される「相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合」については、民法と異なる相続税法固有の概念であるが、申告実務においては重要な論点と言える。

以上を踏まえ、本問は、相続税の申告実務に必要な知識及びその理解度を網羅的に問う問題であり、その主なポイントは次のとおりである。

１　相続税法における相続人の範囲について理解していること。

２　宅地等の評価について、特に次の内容を理解していること。

⑴　宅地等の評価単位に関する取扱い

⑵　「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の貸宅地の評価

⑶　貸家建付地の評価における賃貸割合

⑷　地積規模の大きな宅地の評価

⑸　都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価

３　取引相場のない株式等の評価について、特に次の内容を理解していること。

⑴　評価方式の判定

⑵　純資産価額の計算における資産及び負債の金額

⑶　課税時期が配当金交付の基準日の翌日から効力が発生する日までの間にある場合の株式の価額の修正

⑷　配当期待権の評価

４　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特に次の内容を理解していること。

⑴　特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等の適用要件等

⑵　共同住宅の一部が空室となっていた場合の取扱い

５　債務及び葬式費用について、控除の対象となる範囲を理解していること。

６　みなし相続財産に係る課税及び非課税の取扱いについて理解していること。

７　相続税額の２割加算の対象者の範囲について理解していること。

８　同族会社の株式の価額について、被相続人が会社の債務を免除したことにより他の株主の株式の価額が増加し、その増加した部分に相当する金額を贈与により取得したものとみなす場合の取扱いについて理解していること。

９　生前贈与加算の対象者の範囲について理解していること。

10　複数の者から贈与を受けた場合における暦年課税及び相続時精算課税制度に係る贈与税の基礎控除の取扱いについて理解していること。

11　各相続人等の納付すべき相続税額について、相続税額の２割加算、贈与税額控除、配偶者の税額軽減について理解していること。